

不適正な取引行為改正案

不適正な取引行為の種類		内 容		特定商取引に関する法律	
千葉県消費生活条例 第18条第1項第1号	千葉県消費生活条例第18条第1項第1号	【不当な勧誘行為（情報提供）】 消費者に対して、販売の意図を隠し、商品若しくはサービスに関する重要な情報であって事業者が保有し、若しくは保有し得るものを提供せず、契約締結の意思を形成する上で重要な事項について誤信を招く情報を提供し、又は将来における不確実な事項について断定的な判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。	第1項 1 販売目的の隠匿 [条文一部改正] 2 重要な情報の不提供 [条文一部追加] 3 誤信を招く情報提供 4 断定的判断の提供 5 契約締結行為の誘導 6 優良・有利と誤信させる行為 7 身分詐称 8 法令等による義務付け誤信させる行為 9 身分の隠匿 [条文一部改正] 10 著名な商品等と誤信させる行為 11 書面の交付義務 [新規追加]	第58条の5	（訪問購入における氏名等の明示） 購入業者は、訪問購入をしようとするときは、その勧誘に先立って、その相手方に対し、購入業者の氏名又は名称、売買契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る物品の種類を明らかにしなければならない。
	千葉県消費生活条例第18条第1項第2号	【不当な勧誘行為（威迫・困惑等）】 消費者の自発的な意思を待つことなく執ように説得し、当該消費者の取引に関する知識若しくは判断力の不足に乘じ、若しくは消費者を心理的に不安な状態に陥らせる等して、契約の締結を勧誘し、又はこれらにより消費者の十分な意思の形成がないまま契約を締結させること。	第2項 1 長時間勧誘、威圧的言動等による勧誘 2 執よう・強引な勧誘 3 路上等による強引な勧誘 4 早朝・深夜等の勧誘等 5 電話による一方的な勧誘 6 虚偽の内容を記載させる行為 7 知識・判断力・経験等の不足に乘じた勧誘等 8 心理的不安に乘じた勧誘等 9 催眠商法による不適切な勧誘 10 心理的負担を利用した勧誘等 11 資金調達の強要 12 過去の取引情報を利用した勧誘等（二次被害） 13 一方的送りつけ後の費用請求 14 不招請勧誘の禁止 [新規追加] 15 勧誘を受ける意思の確認の義務[新規追加] 16 再勧誘の禁止 [新規追加]	第58条の9	（物品の引渡しの拒絶に関する告知） 購入業者は、訪問購入に係る売買契約の相手方から直接物品の引渡しを受ける時は、その売買契約の相手方に対し、第58条の14第1項ただし書に規定する場合を除き、当該物品の引渡しを拒むことができる旨を告げなければならない。
	千葉県消費生活条例第18条第1項第3号	【不当な内容の契約締結行為】 取引における信義誠実の原則に反し、消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させること。	第3項 1 契約解除等の権利の制限 2 不当な違約金等の定め 3 契約書面の虚偽記載 4 過量・不当な長期契約 5 過剰と信となる契約 6 不当な裁判管轄等の定め 7 不当な免責条項の定め 8 不当な責任負担の定め 9 名義借り契約	第58条の7	（訪問購入における書面の交付） 購入業者は、営業所等以外の場所において物品につき売買契約の申込みを受けたときは、直ちに、主務省令で定めるところにより、次の事項についてその申込みの内容を記載した書面をその申込みをした者に交付しなければならない。ただし、その申込みを受けた際その売買契約を締結した場合においては、この限りでない。 一 物品の種類 二 物品の購入価格 三 物品の代金の支払の時期及び方法 四 物品の引渡時期及び引渡しの方法 五 第58条の14第1項の規定による売買契約の申込みの撤回又は売買契約の解除に関する事項（同条第二項から第五項までの規定に関する事項を含む。） 六 第58条の15の規定による物品の引渡しの拒絶に関する事項 七 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項
	千葉県消費生活条例第18条第1項第4号	【不当な履行強制行為】 消費者又はその関係人を欺き、威迫し、困惑させる等の不当な手段を用いて、消費者又はその関係人に契約（契約の成立又はその内容について当事者間で争いのあるものを含む。）に基づく債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせること。	第4項 1 威迫・困惑等による履行強制 2 金銭調達の強要 3 不利益情報の流布等による心理的圧迫 4 一方的に契約成立を主張する請求 5 義務なき者への債務履行請求 6 請求根拠の不明示等	第58条の8	購入業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、次項に規定する場合を除き、遅滞なく（前条ただし書に規定する場合に該当するときは、直ちに）、主務省令で定めるところにより、同条各号の事項（同条第5号の事項については、売買契約の解除に関する事項に限る。）についてその売買契約の内容を明らかにする書面をその売買契約の相手方に交付しなければならない。 一 営業所等以外の場所において、物品につき売買契約を締結したとき（営業所等において申込みを受け、営業所等以外の場所において売買契約を締結したときを除く。）。 二 営業所等以外の場所において物品につき売買契約の申込みを受け、営業所等においてその売買契約を締結したとき。 2 購入業者は、前項各号のいずれかに該当する場合において、その売買契約を締結した際に、代金を支払い、かつ、物品の引渡しを受けたときは、直ちに、主務省令で定めるところにより、前条第1号及び第2号の事項並びに同条第5号の事項のうち売買契約の解除に関する事項その他主務省令で定める事項を記載した書面をその売買契約の相手方に交付しなければならない。
	千葉県消費生活条例第18条第1項第5号	【不当な履行遅延行為等】 契約又は法令の規定に基づく債務について、正当な理由なく完全な履行をせず、消費者の正当な根拠に基づく履行の請求に対して適切な対応をすることなく履行を不当に拒否し、若しくはいたすに遅延させ、取引条件を一方的に変更し、又は消費者への事前の通知をすることなく履行を中止すること。	第5項 1 不当な履行義務違反 2 不当な履行遅延・拒否行為 3 情報開示請求の拒否 4 一方的な契約内容の変更・履行中止	第58条の11の2	（物品の引渡しを受ける第三者に対する通知） 購入業者は、第58条の8第1項各号のいずれかに該当する売買契約の相手方から物品の引渡しを受けた後に、第58条の14第1項ただし書に規定する場合以外の場合において第三者に当該物品を引き渡すときは、主務省令で定めるところにより、同項の規定により当該物品の売買契約が解除された旨又は解除されることがある旨を、その第三者に通知しなければならない。
	千葉県消費生活条例第18条第1項第6号	【解除権の行使を妨害する行為等】 消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出又は契約の無効の主張（以下これらを「申込みの撤回等」という。）に際し、当該申込みの撤回等を妨げて契約の成立若しくは存続を強要し、又は申込みの撤回等が有効に行われたにもかかわらず、当該申込みの撤回等によって生じた債務の履行を不当に拒否し、若しくはいたすに遅延させること。	第6項 1 クーリング・オフの拒否 2 クーリング・オフの口頭行使を認めておきながら後で拒否 3 商品等を消費させてクーリング・オフを妨げる行為 4 法的根拠のない費用要求によるクーリング・オフ妨害 5 継続的取引の中途解約の拒否等 6 その他の解約拒否・妨害行為 7 解約後の返還義務、原状回復義務等の拒否・遅延	第58条の6第1項	（勧誘の要請をしていない者に対する勧誘の禁止等） 購入業者は、訪問購入に係る売買契約の締結についての勧誘の要請をしていない者に対し、営業所等以外の場所において、当該売買契約の締結について勧誘をし、又は勧誘を受ける意思の有無を確認してはならない。
	千葉県消費生活条例第18条第1項第7号	【与信契約における不適正な取引行為】 消費者が他の事業者から商品若しくはサービスを購入することを条件又は原因として信用の供与をする契約又は保証を受託する契約（以下これらを「与信契約等」という。）について、消費者の利益を不当に害することが明白であるにもかかわらず、その締結を勧誘し、若しくはそれを締結させ、又は不当な手段で与信契約等に基づく債務の履行を迫り、若しくは債務の履行をさせること。	第7項 1 与信契約における重要情報の不提供等 2 過剰と信契約 3 加盟店管理義務違反 4 抗弁権接続の不当妨害	第58条の6第2項	購入業者は、訪問購入をしようとするときは、その勧誘に先立って、その相手方に対し、勧誘を受ける意思があることを確認することをしないで勧誘をしてはならない。
				第58条の6第3項	購入業者は、訪問購入に係る売買契約を締結しない旨の意思を表示した者に対し、当該売買契約の締結について勧誘をしてはならない。
		: 訪問購入について読み取れるように一部文言を修正する項目			